（建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件の一部改正）

第四条　建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（昭和六十三年建設省告示第千三百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げるものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は免許	許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は免許
（略）	（略）
電気通信工事業	電気通信工事業
一　建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の電気通信工事施工管理とするもの 二　技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電子・電気部門に係るものとするものに限る。）とするもの	（新設）
（略）	（略）
（略）	（略）

（監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件の一部改正）

第五条　監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件（平成七年建設省告示第千二百九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十七条の三十第三項の規定に基づき、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の十八第一項に規定する資格者証の記載に用いる略語を次のとおり定める。 次の表の下欄に掲げる建設業の種類又は監理技術者資格は、それぞれ同表の上欄に掲げる略語により表すものとする。	建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十七条の三十第三項の規定に基づき、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の十八第一項に規定する資格者証の記載に用いる略語を次のとおり定める。 次の表の下欄に掲げる建設業の種類又は監理技術者資格は、それぞれ同表の上欄に掲げる略語により表すものとする。
（略）　（略）	（略）　（略）
一管施　（略）	一管施　（略）
一通施　法第二十七条第一項の技術検定のうち検定種目を一級の電気通信施工管理とするものに合格した者であること。	（新設）　（新設）
一園施　（略）	一園施　（略）
（略）　（略）	（略）　（略）

（建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件の一部改正）

第六条　建設業法施行令第二十七条の五第二項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千百九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げるものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下「令」という。）第二十七条の五第二項第二号ロ(3)の規定に基づき、同号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次のとおりとする。	建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下「令」という。）第二十七条の五第二項第二号ロ(3)の規定に基づき、同号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者は、次のとおりとする。
一～二十二　（略）	一～二十二　（略）